

◆第5回 中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会

主旨説明

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
- ⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会（基礎自治体レベルの活動の充実）★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ 福祉ホーム★	(※2)	婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録★、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約 サポート、コーディネート 等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業)	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★	母子・父子自立支援員★	婦人保護事業★	社会的養護 自立支援事業 (仮称)★
生活支援 の提供	保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	介護予防・日常生活支援 総合事業 介護保険サービス▲	障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等) ▲	ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★		
	日常生活自立支援事業					

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定、4月26日に公布。
 (※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)
 (※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

【施策】	【実際の措置等】
■: 国交省	☆: 国
■: 厚労省	★: 都道府県、市町村
■: 共管	●: 都道府県
	▲: 市町村

住宅部局と福祉部局のミスマッチ

中部地方整備局

【住宅部局】

【福祉部局】

特に相談も無いので、**住宅の確保に困っている人はいないはずだ。**

日常業務の中で住まいに困っている方の**相談に応じているが、個別に交渉・調整を行っているため大変。**

入居後サポートがあれば住宅を提供してもよいという大家さんもある。

住宅政策を行う上で、どのような福祉支援ニーズがあるのかわからない。

公営住宅で困ったことを相談しようとしても、部局が多く、**どの部署に相談すればよいのかわからない。**

住まいの確保について、**どこに相談すればよいかわからない。**

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**東海北陸厚生局と中部地方整備局が連携**して、地方公共団体等への支援に取り組む。

■居住支援協議会に係る勉強会(設立の支援)

地域の実情を踏まえたよりきめ細やかな居住支援を実施するため、住宅・福祉両部局の取組みについて理解を深めるとともに、居住支援協議会について体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市町村単位の設立促進等を図る。

＜概要＞ ※東海北陸厚生局管内である 石川県・富山県も対象としている。

- 主催：中部地方整備局 建政部 住宅整備課
北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
東海北陸厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課
- 参加：居住支援協議会設立済市町村、同設立意向市町村、県ほか
(福祉・住宅両部局が参加)

＜第1回勉強会＞ 平成29年 9月15日

- (参加状況) ・住宅：27自治体 35名
・福祉：23自治体 31名
※両部局からの参加11自治体
- (主な議事) ・居住支援の課題と居住支援協議会の役割
・設立済み団体の事例発表
(愛知県、三重県、神戸市)



＜第2回勉強会＞ 平成29年11月10日

- (参加状況) ・住宅：24自治体 29名 ・福祉：8自治体 8名
※両部局からの参加5自治体
- (主な議事) ・大牟田市が進めてきた福祉・住宅における居住政策の連携と実践
・豊田市福祉部の居住支援の現状



＜第3回勉強会＞ 平成30年 4月27日

- (参加状況) ・住宅：27自治体 38名
・福祉：10自治体 13名
※両部局からの参加6自治体
- (主な議事) ・講演：居住支援とは何か～実践と政策
(高住財 高橋紘士特別顧問)
・横手市の地域善隣事業について・京都市居住支援協議会について

＜第4回勉強会＞ 平成30年11月1日

- (参加状況) ・住宅：13自治体 14名 ・福祉：9自治体 13名
※両部局からの参加4自治体
- (主な議事) ・生活困窮者自立支援制度について・ワークショップ

●今年度：2回開催予定(6月26日、8月頃)

■居住支援協議会に係る連絡会議(設立後の支援)

各居住支援協議会等における取組状況の共有・意見交換等を行う。

＜意見交換会(準備会)＞ 平成31年 3月13日
(参加状況) ・既設立協議会：6自治体 設立準備協議会：2自治体
(主な議事) ・各協議会の取組み状況・意見交換会

●今年度：開催予定(11月頃)

■各地方公共団体への相談訪問状況

設立済み居住支援協議会の活動状況や各地方公共団体における居住支援状況に関するヒアリングを厚生局と地方整備局で実施。

地方公共団体における居住支援の課題について、地方公共団体へ直接伺って関連する情報提供や意見交換を行っている。

＜実績＞

- 平成29年7月14日 岐阜県居住支援協議会ヒアリング
- 7月24日 愛知県居住支援協議会ヒアリング
- 7月27日 三重県居住支援協議会ヒアリング
- 10月12日 愛知県一宮市生活福祉課ヒアリング
- 10月13日 愛知県安城市高齢福祉課ヒアリング
- 10月13日 愛知県半田市高齢介護課ほかヒアリング
- 10月17日 愛知県豊田市地域包括ケア企画課ヒアリング
- 平成30年11月2日 愛知県豊田市定住推進課ほかヒアリング
- 愛知県岡崎市住宅課ほかヒアリング
- 愛知県名古屋市中区住宅企画課ヒアリング

引き続き、希望する地方公共団体に対して、直接、意見交換等を実施する予定としている。

■その他、両地方局等開催会議の相互参加 等

- 平成29年6月 第1回関東ブロック市区町村居住支援協議会に係る情報交換会
- 平成29年7月 厚生局課長会議(厚生局主催)
- 平成29年7月 新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会(国土交通本省主催)
- 平成29年11月 低所得高齢者等住まい・生活支援の取組みに関する普及啓発事業 東海ブロック説明会(一財)高齢者住宅財団主催)
- 平成30年3月 居住支援全国サミット(国土交通本省、厚生労働本省主催)
- 平成31年3月 居住支援全国サミット(国土交通本省、厚生労働本省主催)

連携のためにできること

○関係者間の情報共有・意見交換

- ・この勉強会を含め各種会議の報告
- ・それぞれの部局の業務内容や支援制度の共有
- ・それぞれの部局の課題の共有(公営住宅で困った事例、住まいの相談事例)
- ・実態把握のための調査(大家側の不安、入居者側のニーズ)
- ・地域の方の近くで活動している社会福祉法人などへのヒアリング

○体制づくり

- ・庁内の担当者リストの作成・共有
- ・県の居住支援協議会にオブザーバーで参加
- ・協議会設立に向けた準備会・検討会・勉強会を開催
- ・地域で活動している既存の団体や関連する会議などの活用

「うまく連携している事例を知りたい」、「庁内の勉強会と一緒に入ってほしい」、「実態調査の方法を相談したい」、「幹部への説明をしてほしい」など、居住支援に関するご相談がありましたら、企画段階、調整段階、実行段階、いずれでも構いません。

中部地方整備局、北陸地方整備局、東海北陸厚生局にご相談ください。